

「春日部市立地適正化計画（案）」に対するご意見ありがとうございました。

お寄せいただいた意見の概要と意見に対する市の機関の考え方について、公表いたします。

## 1 意見提出者数及び意見提出件数

意見提出者数	直接	1人
	郵送	0人
	ファックス	0人
	メール	0人
	計	1人
意見提出件数	直接	4件
	郵送	0件
	ファックス	0件
	メール	0件
	計	4件
意見反映件数	4件中	0件

## 2 お寄せいただいた意見の概要とそれに対する市の機関の考え方

### (1) 計画全般について

意見の概要	市の機関の考え方
今後世界人口は増え続ける反面、日本人口は減り続ける予想であり春日部市も同様です。特に過去数年、あるいは現状から東京都内、さいたま市、越谷市、白岡市は人口増ですが、春日部市は人の流出が多く、転入者が少ない衰退都市とも言われても仕方ない状況です。今後住みたい、転出者が戻りたい都市として、魅力ある都市づくりが必要であり、今回作成いただいた都市計画（案）ではその積極性が乏しいように感	当該計画は、平行して策定を進めている上位計画の第2次総合振興計画に即し、事業を推進していくものでございます。 この第2次総合振興計画は、本市の総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって将来にわたって魅力あり、かつ、しなやかで持続可能なまちづくりを推進することを目的に策定を進めております。 頂いたご意見の「1. 再生エネルギーの創出と利用」につきましては、第2次総合振

じます。

今までの県、市の行政、企業、商業、産業は大局的に見て、住民にとってお仕着せの政策であり、住民が積極的に住みやすい住居、街にするには住民自ら創り上げることができ、それを援助する政策が重要であると思います。この政策に同調する住民が増えれば自ずと活気のある市に変貌し、住みたい、移り住みたい市になるのではないのでしょうか。そのためには自給自足の街づくりの政策（施策）が必要と思います。検討いただければ幸いです。

#### 1. 再生エネルギーの創出と利用

- ① 太陽光発電・ガス利用コージェネレーションの活用
- ② 微量発電を利用するエネルギーハーベストの利用
- ③ 川流れ等による発電や温度差発電等の新規発電技術の創造

上記、研究段階もありますがかなり進捗している技術であり、各家庭で展開できる可能性があります。

#### 2. 新たな農業の創出から農業産業へ（専門家により検討中）

- ① 現状農業技術の見直しによる労働力の削減
- ② 屋内生産（農産物生産用ビル、建造物の設置）

従来の規制に囚われた農業を一新す

興計画における施策の4-1-1「環境にやさしい持続可能な取組の推進」にて掲げており、当該計画も含め、連携して施策の推進を図るものでございます。

同様に、「2. 新たな農業の創出から農業産業へ」につきましては、施策の5-4-1「農業が継続的に行われる環境整備」に、「3. 廃棄物の3R」につきましては、施策の4-1-2「ごみの減量・リサイクルの推進」に掲げ、それぞれの施策の推進を図ってまいります。

る技術を推進し、起業できるような産業様な農業を目指すべきではないでしょうか。

### 3. 廃棄物の 3R（削減 Reduce、再利用 Reuse、再生 Recycle）促進

廃棄物は不要で汚い等の理由で行政に依存しているのが現状と思います。パソコンや家電製品は PL 法により再生のシステムが法令で決められましたが、また、一般家庭から出るゴミや建築物新設に伴う旧建築物解体による多量の廃材利用に関してまだまだ不十分で、省エネ法（パリ条約）からも行政として取り組む必要があると思います。現状の廃棄物は資源として宝の山と感じます。生ごみ等の有機物は石油や石炭にも変化し、また金属等の無機物は単離さえできれば貴重な資源（スマホ、PC 回収で実績）になります。

廃棄物処理方法を産学官一体となり検討し、その内容を広く住民に公表することで、その内容を理解し、廃棄物は資源との意識を住民ひとりひとりが持つことで、省エネ、温暖化抑制を伴う市民の自立を図り、住みやすい街づくりの大きな支えになると思います。

最後に、春日部市が主導する産業、農業、商業への雇用拡大と住民の意識変化（自分の街は自分から創造）が必要で、建築物、住民棟の器の新設、新しく改築しても、街の活気は生まれないと思います。住みよい街は、人の活気があり富める街では

<p>ないでしょうか。老若男女すべての住民、労働者が自ずから富を得ることのできる街を目指したいです。</p> <p>そのためには、行政指導で産官学との連携をとり、求める街の将来像を達成するための施策を明確にし、住民・労働者の意見を反映した取り組みを期待いたします。</p>	
--	--

(2) II 立地適正化計画に関する基本的な方向性について

意見の概要	市の機関の考え方
<p>都市機能誘導機能と居住誘導の 2 区域に分け、さらに人が集まる場所として誘導区域を以て、重点的に取り組むという計画案自体のコンセプトとしては理解でき、今後の具体的活動が期待できます。しかし、区域間には境界域があります。たとえば春日部市の各駅の利用者数のデータはありますが、居住者の多い武里団地地区では武里駅と越谷市のせんげん台駅があり、バス、自転車等によりせんげん台駅の利用者の方が圧倒的に高いと思われます。市境だけではなく、春日部市自体でも地域間境界域があり、単に居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導区域と区分するだけではなく境界域の施策が重要ではないでしょうか。今回の計画にはありません。行政のコラボレートを図るような計画が欲しいです。</p>	<p>立地適正化計画につきましては、ご指摘のとおり、行政界周辺においては、隣接する市町との連携が重要と考えております。</p> <p>しかしながら、現在、越谷市においては、立地適正化計画の策定を行っていないため、本計画は、本市、単独の計画となっております。</p> <p>立地適正化制度につきましては、複数の市町村が連携して、立地適正化計画を策定する場合、国土交通省において「広域的な立地適正化の方針の策定」の作成を支援する制度がございます。</p> <p>今後、越谷市が、計画の策定に着手した場合は、連携について検討して行きたいと考えております。</p>

(3) III都市機能誘導区域、IV居住誘導区域について

意見の概要	市の機関の考え方
<p>居住誘導区として人口及び人口密度が高く、今後も高いと予想される武里団地の将来像ですが子供から高齢者までゆったりと暮らせる区域の再生として進めてもらいたいのですが、現在 UR に図って進められていると聞いています。しかしこの地区には分譲地も多く（五街区だけではなく戸建民家も増加）、各固有所得者（区分所有者）である居住者の意見が十分反映されない、またはされていないように思います。すなわち住民の声をもっと反映できるような行政の取り組み（市長、担当代議士、市職員等との公聴会の組織機関への取り入れ）明示が欲しいと思います。このままでは十分に住民、労働者の意見が反映されないことを危惧します。しかも武里団地地区は越谷市との境界に位置します。</p>	<p>UR都市機構からは、今後、武里団地における団地再生事業を進めていく際には、住民からの意見を伺いながら、進めていくと伺っております。</p> <p>市といたしましても、市民の意見が反映されるよう、UR都市機構と連携して、事業を推進してまいります。</p>

(4) VI計画案遂行に向けた取り組み、VII目標値及び計画の評価について

意見の概要	市の機関の考え方
<p>この計画案（施策案）には、PDCA を具体的に実行するための遂行組織体制（責任者の明確化）の明示がなく、PDCA そのものが回らないと感じます。よく政策のチェック機能は？との疑問されることが多いですが、P（計画）を立案した組織（人）はチェック機関には相応しくなく、チェック・評価から外すべきであり、チェック・評価機能を有する機関は、行政ではなく一般の住</p>	<p>立地適正化計画につきましては、都市再生特別措置法第八十四条に「立地適正化計画の評価等」が定められており、その中で「おおむね五年ごとに、当該立地適正化計画の区域における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努める」とされております。</p> <p>本市におきましては、学識経験者で組織さ</p>

<p>民、労働者、施工業者、関連有識者で組織すべきと思います。1 計画に対して PDCA は 1 サイクルだけではなく、何回も PDCA サイクルが必要であり、単に PDCA で実行するという記載だけでは不十分ではないでしょうか。1 つの PDCA が終了後は、問題点、改善点を具体（具現）化し、新たな計画を立案・公表し、新たな PDCA を遂行すべきと思います。すなわち、チェック・評価が最も重要で、住民・労働者・老若男女の意見（パブリックコメント）を実行し、公表してほしいです。</p>	<p>れている公共事業評価監視委員会において、審議していただき、市のホームページを通じて公表を行っております。</p> <p>このように、問題点や改善点を明確にし、次の事業に反映させております。</p> <p>本計画におきましても、このチェック機能を活かし、事業の推進を図ってまいります。</p> <p>なお、以上の内容を「Ⅶ章 目標値及び計画の評価」に記載する予定です。</p>
---	--

参考：「春日部市立地適正化計画（案）」に対する意見の募集期間

平成29年8月14日（月）から平成29年9月12日（火）まで

問い合わせ先

春日部市役所 都市計画課都市計画担当

048-736-1111（内線3514）